

厚生文教委員会行政視察報告書

- 1 視察日程 令和6年1月23日（火）から
令和6年1月24日（水）まで

- 2 視察先及び項目
 - (1) 大阪府泉大津市 部活動の地域移行について
 - (2) 三重県名張市 子どもの権利委員会の活動について

- 3 参加者 委員長 吹春 やすたか
副委員長 水 谷 たかこ
五十嵐 京 子
鈴木 成 夫
渡 辺 ふき子
高 木 章 成
片 山 かおる
森 戸 よう子
同 行 梅 原 啓太郎（生涯学習部長）
深 草 智 子（児童青少年課長）
随 行 薄 根 健 史（議会事務局）

- 4 視察概要 別紙1のとおり

- 5 視察収支報告 別紙2のとおり

(別紙1)

視 察 概 要	
【視察日程】 令和6年1月23日	【視察先】 大阪府泉大津市
【視察項目】 部活動の地域移行について	
【視察目的】 文部科学省の方針に伴い公立中学校の部活動は学校から地域へと移行して行く事となる。令和3年度から先進市として取り組んでいる地域部活動推進事業を参考にしたい。	
【事業の概要】 1 地域部活動推進事業 (1) 休日の部活動の段階的な地域移行のための実践研究 ア 地域人材の確保・マッチングする仕組みの構築 イ 生徒への適切な指導に必要な地域人材の研修の実施 ウ 平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築 エ 生徒の費用負担の在り方の整理 オ 地域部活動の運営団体の確保等 (2) 合理的で効率的な部活動の推進のために行ったこと ア 合同部活動やICT活用によるスポーツ・文化活動の充実に向けた実践研究の実施 イ 生徒にとって望ましい大会の推進に向けた、運動部活動の大会に関する調査研究 2 推進事業の目的 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立の実現 3 泉大津市の実証「合同ゆる部活動」の展開と位置付け (1) 特定の種目にとらわれずにスポーツを楽しむ部活動 勝ち負けや成績を迫及せず、生徒の興味・関心や体力増進・技術習得を目的とする。 (2) 生徒のスポーツ実施率向上、健康増進に寄与する部活動 心身の調和のとれた発達と生涯を通じてスポーツ・文化に親しむ基礎を培うこととする。 (3) 学校管理下外の地域活動 名称に「部活動」と入っているが、生徒が興味・関心のある活度に任意で参加する。 (4) 生涯にわたる子どもたちのスポーツ実施率の向上を目的 運動が得意でない生徒も運動するきっかけづくりとして実施する。 4 合同ゆる部活動実績（抜粋） (1) 令和3年度	

生徒へのアンケート、教職員保護者への啓発、人材バンク設立、コーチ派遣

(2) 令和4年度

「ダンスクラブ」の3中学合同でのスタート、グッドコーチ配置、ICT開発研究

(3) 令和5年度

前年度に実施した既存運動部の段階的な地域移行



【所感、課題等】

委員1

国補助により令和3年から「合同ゆる部活動」として、学校管理下外の地域活動との位置付けの事業で、教員の負担軽減のための地域移行とは異なるものだった。これまでとは違い特定の種目にとらわれず、部活動に代わる中学生の居場所づくり、生涯を通じスポーツ・文化に親しむことを目的にしている点は興味深い。また、連携先の大阪体育大学からのコーチ派遣による指導者確保は小金井市でも参考にすべき取組と感じた。

委員2

既存スポーツの部活動存続を考えるにとどまらず、これまで部活動をやっていない生徒のニーズに合う「ゆる部活動」という取組は、部活動の地域移行を考える上で新しい視点を得ることができた。中学時代だけでなく、生涯にわたってスポーツ等の活動を地域で楽しめる環境づくりを本市でも目指したい。大学が多く、コンパクトシティであること等、環境も似ており、大学との連携強化等、本市でも取り入れていける点を活かしたい。

委員3

小金井の過去の例を見ても熱心な先生が子どもたちの力を引き出し、結果として周囲から部活の評価が上がるということはあった。一方で顧問になる先生がいなくて様々な部活動がなくなる実態、また教員の働き方改革も進める必要がある。こうした社会の変化の中で考えたゆる部活動という泉大津市の例は、行政の立場では説明がしにくい所を議長にフォローしていただいて、現場の学校の実態をよく知ることが必要と学ぶことができた。

委員 4

教育委員会の質疑への回答がとても丁寧で正直であった。部活動に熱心な教員がとても多いのにも関わらず、市や国の意向で地域移行を無理やり進めていかざるを得ないことに対する悔しさともどかしさを感じた。部活動はそもそも何のためにあるのか、地域移行のための地域移行は本質からずれている。生徒にも教員にも苦しい学校の在り方自体を見直すべきである。中間テストも期末テストもない中学校に大いに興味を惹かれた。

委員 5

泉大津市では、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、スポーツ庁からの受託事業として地域運動部活動推進事業を実施している。部活動の種目の維持と指導の充実は生徒・保護者とも望まれる。同市では合同部活動のほか、市内外から指導員を募っているが、種目や指導力に偏りが見られた。一度に全面的な地域移行は難しいが、徐々に担い手を養成していくことが本市でも求められていくだろう。

委員 6

泉大津市の運動部活動の地域移行に向けた準備段階では、既存の部活動だけでなく部活動に参加していない生徒向けのアンケート実施などにより、市に合った部活動の在り方を十分に検討し、地域の大学や人材を活用して事業を推進していることが参考になった。ゆる部活の視点は、部活動に参加していなかった生徒にとっては、放課後の居場所としても友人作りの場所としても価値があり面白いと思う。受益者負担も難しいが検討が必要。

委員 7

説明をして下さった「スポーツ青少年課」と所管課の名前から課の目的と仕事内容が明確化されていると感じた。泉大津市の町や市域は我が市と似ている印象だが、中学校3校の配置と学校間の距離にはとても不思議なものと感じられ、その特色を最大限に活かした事業展開と判断する。「勝ち負けに拘る事無く、特定の種目にとらわれずスポーツを楽しむ合同ゆる部活動で多くの生徒が運動に関わる。」事は今後の在り方の一つである。

委員 8

泉大津市の部活動の地域移行は、中学校部活動と合同ゆる部活動を推進している。そのため、学校への理解を重視し校長先生に対する部活動の研修会を開催している。ゆる部活動としてダンスクラブを進めている。地域での部活動の指導者の育成が肝であり、セミナーを終了した大阪体育大学などの学生をグッドコーチとして地域指導者を育成していることは重要だと思った。いずれにしても学校の理解は不可欠だということもわかった。

視 察 概 要

【視察日程】 令和6年1月24日

【視察先】 三重県名張市

【視察項目】 子どもの権利委員会の活動について

【視察目的】

議員提案により「名張市子ども条例」を制定し、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進している。子どもたちと子どもの権利を守る施策として参考としたい。

【事業の概要】

1 経過

2006年（平成18年）に超党派の議員提案により「名張市子ども条例」が制定された。三重県下で初めての子ども条例（全国では6番目）。

2 条例の二つの柱

- (1) 未来を担っていく子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障していく。
- (2) 子どもを権利の主体として捉え、子どもが健全に育つまちづくりを進める。

3 条例の構成

前文で趣旨を明確にし、目的や理念、関わる人や施設の役割、子どもの権利の救済委員会、普及・啓発など5つの章で構成されている。

4 条例に基づいて行われた施策

(1) 子どもの権利の保障及び救済についての施策

ア 子ども権利救済委員会の設置（救済申立て件数：2件）

イ 子ども相談室の開設（相談員配置、R4相談件数：24件）

「ばりっ子ほっとライン」：子ども専用無料電話。メール。二次元コード。切手不要手紙などで子どもと直接会話。月曜日～金曜日に総合福祉センターふれあい2階に設置。

(2) 子どもの健全育成に関する施策

ア 子ども権利委員会の設置（年3～4回開催）

市の諮問及び調査審議機関として設置し、市への提言と施策の効果的な実施を求める。

イ 基本計画の作成

「ばりっ子すくすく計画」進捗状況は毎年、議会に報告し市民に公表。

ウ 子ども権利の普及活動

名刺サイズの「ばりっ子ほっとラインカード」配布。

子ども相談室便り「ほっとライン」の発行、市広報紙、地元ラジオ等。

エ 子ども会議の開催

「ばりっ子会議」子どもが開催している会議。会議で話し合った事は市長へ提案。キャラクター「なばりん」提案、「なばりんマップ」作成、「なばりん」立体化等。



【所感、課題等】

委員 1

提案議員の強い思いにより設置された子どもの権利救済委員会を第3者機関として設置し、子ども権利委員会、子ども会議の開催など、条例に基づき様々な施策を展開していることが印象的だった。子どもたちの要望を市に提言する「子ども会議」、子どもの権利を考える週間行事「子どもモール」の取組は、子どもの主体性を育てているとお話で、これらは小金井市が次に取り組む目標としてもいいのではないかと感じた。

委員 2

本市では子どもの権利条例の認知度が低く、学校や地域団体との連携が課題となっている。名張市が「子どもの権利を考える週間」の事業として行っている「ばりっ子モール」は、本市でNPO法人が実施している「ミニこがねい」と同趣旨のイベントである。これを市の事業として実施していくことで子どもの参加、ジュニアリーダーの育成にもつながるのではないかと感じた。また、企業への研修を行っていることも示唆に富むものであった。

委員 3

平成18年に議員提案で制定された名張市子ども条例について、その制定に大きく関わった福田議員からも説明していただき、条例制定に込められた思いと、また現在担当している行政の皆さんの思いもよく理解できた。権利救済委員会の具体例も説明していただき、小金井市の場合はどうのような訴えや相談が多いのか等、議員としてもその実態を知ることが大事なことであると思った。

委員 4

議員提案で作られた「子ども条例」であるが、小金井市と違い権利救済の仕組み、推進計画、検証のための権利委員会等、子どもの権利を保障する実効性に溢れる条例であることに感銘を受けた。同席してくれた議員の説明も非常に参考になった。子どもの権利委員会で審査した子ども施策の検証結果を議会に報告し議論することで、子ども施策の実施にあたり、子どもの権利が保障されているか精査できる。小金井でも取り入れるべきである。

委員 5

名張市では「子ども条例」に基づき2007年に子ども権利委員会を設置し、基本計画（推進計画）の策定・検証、子ども参加による「子ども会議」や「子ども権利週間行事」の開催に携わるなど条例に基づく子どもの権利の保障に関わる総合的かつ計画的な施策を展開している。本市でも権利条例制定から15年になるが、総合条例として権利保障の実効性を担保し政策展開を進めていくため、推進計画とともに検証機関の必要性を実感した。

委員 6

名張市子ども条例は議員提案により2006年に制定されたが、子どもは市の宝物であり条例の目的は子どもの幸せである。大切な子どもが健やかに育つために、一人の人間として尊重し、その権利を保障するという非常に分かりやすい条例だと感じた。条例に基づき子ども相談室や子ども権利委員会が設置されており丁寧な対応がされている。条例を実現するための基本計画「ばりっ子すくすく計画」や「子ども会議」の開催等参考になった。

委員 7

活動名称を誤認していた。「子ども権利委員会」が正式名称であり、誰も気付く事無く視察したことは、注意すべき事である。参考になったことは委員会の必要性を感じ、強い意志で発足に至らせた提案議員の「このままでは悔しくてしょうがない！」「何があっても作るんや！」という思いである。人を想い、子どもの人生を考え、「自分と自分達に出来る事は何か！」と説明中繰り返し発言されるたび、肩を掴まれ揺さぶられる思いだった。

委員 8

議会発議で制定された名張市の子ども条例は多彩な取組がされており勉強になった。子どもの権利委員会を設置し、「子どもの健全育成に関する基本計画」を策定。子どもが中心となった「子ども会議」、子どもの提案で名張市の名産を散りばめたマスコットキャラクターを作製するなど子どもの意見表明権を保障している。子どもの意見を取り入れるためには、市側の条例に対する深い理解がなければできないと思った。

(別紙2)

収 支 報 告

1 予 算 401,370円

〈内 訳〉 旅費

委員旅費 @45,930円 ×7人 = 321,510円

@35,930円 ×1人 = 35,930円

1人当たり旅費 交通費(7人) 31,130円

交通費(1人) 21,130円

宿泊費 9,200円

日 当 5,600円

職員旅費 @43,930円 ×1人 = 43,930円

1人当たり旅費 交通費 31,130円

宿泊費 9,200円

日 当 3,600円

2 執 行 額 401,370円

〈内 訳〉 交通費 270,170円

宿泊費 82,800円

日 当 48,400円

3 差 引 残 0円

※その他委員介助委託料として92,238円を支出